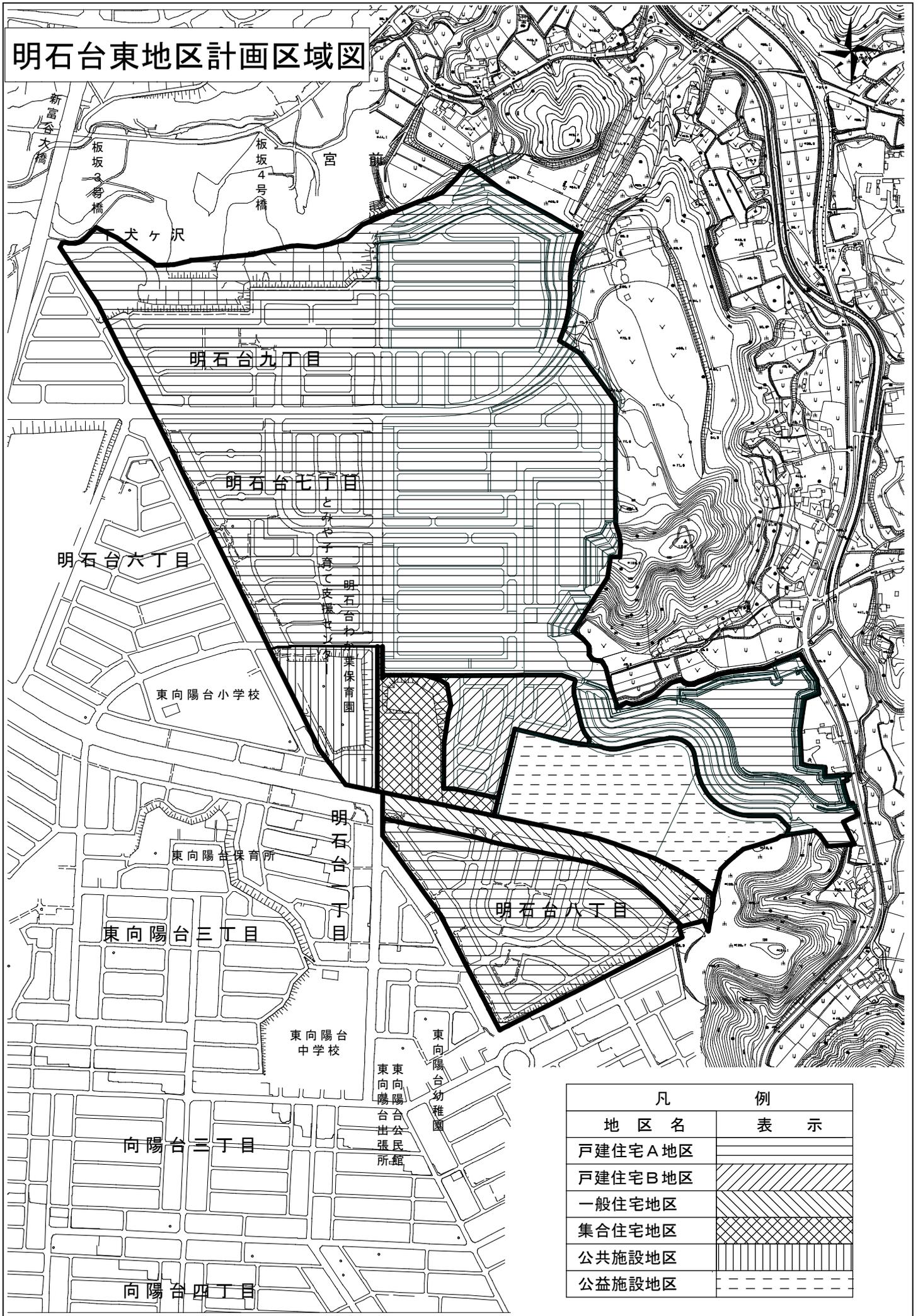


明石台東地区計画

地区整備計画区域		公共施設地区	公益施設地区
用途地域 (建ぺい率・容積率) %	第一種中高層住居専用地域(60・200) 第一種住居地域(60・200)	第一種中高層住居専用地域(60・200)	第一種中高層住居専用地域(60・200)
土地利用の方針	公共施設の計画的な立地を図る。	公共公益施設の計画的な立地を図る。	
まちづくりルール(地区整備計画)	建築物の用途	【建築できるもの】 ・学校教育法で定める幼稚園、小学校及び中学校 ・児童福祉法の用に供する建築物 ・地方公共団体の用に供する建築物 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物	【建築できるもの】 ・病院 ・地区内に立地する病院が建築する専修学校 ・地区内に立地する病院が建築する長屋、共同住宅又は寄宿舍 ・地方公共団体の用に供する建築物 ・建築基準法施行令第130条の4に規定する公益上必要な建築物
	敷地面積	—	—
	建築物の壁面の位置	—	—
	形態・意匠	—	—
	かき又はさく制限	—	—
			—

明石台東地区計画区域図



凡	例
地区名	表示
戸建住宅A地区	(Symbol: Horizontal lines)
戸建住宅B地区	(Symbol: Diagonal lines)
一般住宅地区	(Symbol: Cross-hatch pattern)
集合住宅地区	(Symbol: Vertical lines)
公共施設地区	(Symbol: Horizontal lines)
公益施設地区	(Symbol: Dashed lines)